

【機密性 2】

中部弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年4月17日（月）午後5時～午後6時30分

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 中部弁護士会連合会の会員約260名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、都倉、荒川（筆記）

（デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（TreeeS 等の民事訴訟手続のデジタル化についての説明を含む。）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

（質疑応答等の要旨）

○一通の書面にA3とA4が混在している書面はアップロードできるか。

●可能である。

○Safari でサインインはできないのか。

●Safari は推奨ブラウザではないが、サインインは可能である。将来導入される TreeeS では Safari への対応を考えている。また、TreeeS では、スマートフォンでの表示を考えているが、mints はスマートフォンで表示するとレイアウトが崩れる。

○Teams と mints は別々のパソコンで表示してもよいか。

●表示してもよい。

○同じメールアドレスで複数のアカウントを作れないか。

●同じメールアドレスで複数アカウントを作成することはできない。利用規約上、1つのアカウントを共用することも禁止している。誰がアカウントを使用しているのか分からないと、情報漏洩につながりかねない上、非弁行為の温床となる可能性もあるので、必ず誰が操作しているのか分かる状態にしていただきたい。

○相手方から mints で書面の提出があったとき、それをシステム上でしか通知を受け取ることはできないか。

●システム上の通知と同時にメールでも通知が送信される。

（以 上）

## 【機密性 2】

### 東北弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年4月18日（火）午後3時～午後4時35分

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

- 東北弁護士会連合会の会員約100名
- 最高裁  
内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、荒川、都倉（筆記）

#### （デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（TreeeS 等の民事訴訟手続のデジタル化についての説明を含む。）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

#### （質疑応答等の要旨）

- 招待キーはどのように入手するのか。
- メールによる方法と書面による方法の2つの方法がある。

メールの場合、初めて mints の利用希望を裁判所に伝えるときに、招待メールの送信と併せて招待キーの発行も求めていただければ入手できる。

書面の場合、訴状副本等と共に招待キーが記載された書面が当事者本人に送付される。受任することとなれば、招待キーが記載された書面を当事者本人から受け取り、代理人となった弁護士は委任状提出後に招待キーを使って事件と関連付けをし、mints を利用することができる。

この招待キーの運用は、将来的に TreeeS でも検討している運用であり、mints ではそれを先取りして実施するものである。

- 招待キーは事件ごとに割り振られるのか。
- そのとおりである。招待キーは一度使用すると無効になる。
- サインインの二要素認証で同じ電話番号を使うことは可能か。
- 可能である。
- 補助者のメールアドレスはフリーメールでもよいか。
- 裁判所としての制約はない。事務所によってはフリーメールを禁止しているところもあると聞いていているので、各事務所のセキュリティポリシーによるところである。なお、mints からのメールには氏名は載るが、住所や電話番号等の個人情報は載らない。
- 参考書面を提出すると反対当事者も見ることができるのか。
- 見ることができる。裁判所限りの書面を mints で提出することはできないため、その場合は mints

## 【機密性 2】

以外の方法で提出する必要がある。なお、TreeeS では裁判所限りのデータ領域を用意することも検討している。

- 書面提出者の氏名は mints で提出した書面に表示されるか。
- PDF ファイルのヘッダーに印字される。ただし、補助者については、補助者の氏名ではなく、親アカウントである弁護士名が表示される。
- 書証番号は書面上記載しなくてよいか。
- 書証については書面上又は電子的にでも構ないので、書証番号を表示していただきたい。これは、ヘッダーにファイル名が表示されるが、表示サイズが十分に大きくなうことやファイル名が間違っていることもあるためである。
- サインイン後、mints を利用中の複数の事件を横断的に見ることは可能か。
- 事件一覧画面から複数事件にアクセス可能である。現在当事者名が表示されていないが、将来のシステムでは、当事者名も表示できるようにしたいとは思っている。
- エクスプローラー上だけでなく、アップロード直前に mints 上でプレビュー表示をすることは可能か。
- アップロード前にデータを指定しただけの段階であるためできない。
- システム上、複数人の弁護士と事件を関連付けることはできるか。
- できる。関連付けができる弁護士の人数にシステム上の上限はないが、運用上は原則 3 人までとさせていただいている。例えば、弁護団事件で 3 人だけでは困るという場合は受訴裁判所に伝えていただければ運用上の例外も考えられるところである。
- 招待キーは弁護士にのみ届くか。
- 弁護士にのみ届き、弁護士しか使えないものである。例えば、補助者が招待キーを入力すると、補助者が弁護士のように登録されてしまい、その状態の補助者が書面をアップロードしても正式書面として受付できない。また、親ユーザである弁護士に送付された招待キーを補助者が入力して事件と関連付けることもできない。
- 一人の弁護士と一人の事務員の事務所を想定して、弁護士が複数事件を mints で管理している場合、全ての事件で補助者登録することは可能か。
- 親ユーザと補助者ユーザが一対一であれば可能である。
- 補助者の画面上においても複数事件を横断的に見ることはできるか。
- できる。補助者アカウントも親アカウントと同様の機能を利用できる。そのため、アカウントの管理は適切に行っていただきたい。
- 利用者登録が必要なのは一度だけか。
- 一度だけである。事件ごとではない。

(以 上)

## 日本弁護士連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和 5 年 4 月 20 日 (木) 午後 5 時～午後 7 時 10 分

場 所 ウェブ会議 (Zoom ウェビナー) の方法による

出席者

○ 日本弁護士会連合会の会員約 760 名

● 最高裁

内田 (哲) 参事官、西澤局付、立田専門官、佐藤、荒川、都倉 (筆記)

(デモの概要)

内田 (哲) 参事官から、mints の概要 (TreeeS 等の民事訴訟手続のデジタル化についての説明については次のとおり。将来のフェーズ 3 では TreeeS というシステムで実現する予定である。TreeeS の 3 つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の 3 つの要素を表している。今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムである。)、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード (A3 を含む。) の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った (途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。)。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

(質疑応答等の要旨)

### 利用者登録～事件関連付け

○メールアドレスは Teams で使用しているものと異なってもよいか。

●異なってもよい。

○二要素認証の電話番号は認証以外に使用されることはない。

●二要素認証以外に使用しない。

○アカウント設定画面で二要素認証用の電話番号やメールアドレスを変更する際に入力を間違えるとログインが不可能となるという説明があったが、

変更が有効になる前に当該電話番号やメールアドレスが本人のものであることを確認するための確認コード等は送信されないのである。

●送信されない。

○補助参加人の訴訟代理人は利用可能か。

●可能である。

○複数人の弁護士を事件に関連付けることは可能か。

●運用上、上限3名である。弁護団事件等には例外的に対応できればと考えており、事件が係属する裁判所に御相談いただくことになる。

○誤ってユーザ登録した場合、どこに連絡するのか。

●自分でアカウント情報を変更できる。ただし、生年月日とIDは変更できない。

○招待キーについて、システム上、当事者本人が入力できること、委任状未提出段階でも弁護士が入力できることに問題はないか。

●mintsは弁護士しか利用者登録できない仕組みのため、招待キーを当事者本人は入力できない。また、mintsは当事者双方の訴訟代理人が了承しないと使えないため、仮に被告代理人が委任状提出前に関連付けを終えたとしてもmints上には何も提出されていない状態であり、安全性に問題はない。

### 書面提出

○書面種別のタブを誤って（例えば「主張書面」を「証拠説明書」タブで）提出した場合、裁判所に電話して取り消した上で、主張書面のタブで提出しなおす必要があるか。

●不要である。ただし、秘匿事項が記載された書面や別事件の書面を誤ってアップロードした場合には、早急に係属裁判所に連絡をしていただきたい。

○データ容量が大きく送れないときはどうすればよいか。

- 1度に送信できるデータ容量の上限が50MBであるため、これを超える場合には分割して送っていただきたい。将来的には画像や動画の提出も見据え、大きいサイズにも対応できるように進めていきたいと考えている。
  - 画像、動画及び音声ファイルを参考書面としてアップロードできるか。
- 画像については、送信容量(50MB)内であれば提出が可能である。動画や音声ファイルについては提出できない。
  - 書証番号の表記は必要か。
- 従前どおり表記をお願いしたい。ヘッダーにファイル名が表示されるが、表示サイズが小さくて見えにくいや、ファイル名が間違えていることもあるため表記をお願いしている。
  - 書証をまとめて1つのファイルで提出できるか。書証に枝番がある場合はどうか。
- 将来的な運用と利用者全員の使いやすさを考え、書証は分けて提出していただくことをお願いしたい。枝番が付されているものは1つのファイルとしていただいて構わない。
  - 書証や準備書面に正本・副本の記載は不要か。
  - 不要である。
  - 主張書面に押印は不要か。
  - 不要である。
- 文書の作成の真正を表す押印(例:陳述書)は必要であるか。
- 必要である。あくまで押印が不要となるのは書面の提出者である。
  - WordやExcelは参考書面としてアップロードするとの理解でよいか。
- よい。
  - 書証と同様に準備書面もスキャンしてPDF化することでもよいか。
- Wordファイルがあるなら、文字データの利用も考慮すると、WordファイルからPDFファイルに変換したものを提出してもらえた方が良いと思う。

書面をスキャンして PDF 化した上で提出いただいても構わないが、推奨しない。

○カラーの書面を提出した場合どのようになるか。

● mints 上ではカラーの書面を閲覧することができるが、記録にはそれを印刷したモノクロの書面が綴られることになる。カラーの書面を記録にしたい場合には、紙で提出いただくことになる。

○提出した書面のヘッダーに表示される時刻は、アップロードボタンを押下した時刻か、それともアップロードが完了した時刻か。

● アップロードが完了した時刻である。

○アップロードの際、データのプロパティは削除した方がよいか。

● 削除の上、提出していただきたい。削除の手順は、操作マニュアルにも記載されている。

○ファイルにパスワードをかけてアップロードすることはできるか。

● アップロードできない。パスワードがかかっているファイルはアップロード時のウイルスチェックができないためである。

○裁判所から書面（例：和解案）がアップロードされることがあるか。

● 裁判所からも書面がアップロードされることがある。ただし、電子的な送達等はできないので、判決や調書のデータを mints にアップロードすることはない。

○受領書について、クリック 1 つで受領を表示する方が簡便ではないか。そのような機能を追加する予定はあるのか。

● 現行法下での運用であるため受領書の提出が必要であるが、フェーズ 3 ではアクセスして閲覧又はダウンロードすると受領したことになる予定である。

○復代理人の委任状は提出可能か。

● 提出できない。原本の提出が必要である。

○辞任届は提出可能か。

●別途回答する。

○事件の途中で訴訟代理人の交代等の事情により mints の利用が中止された場合、それまでにアップロードされた書面は mints 上で引き続き参照できるのか。

●mints の利用要件を満たさなければ、削除されるため、参照できなくなる。

### 雑事件申立

○雑事件の申立てはできるか。

●可能である。ただし、対象事件は F A X で申立可能な事件に限られる。例えば、手数料が必要な閲覧制限の申立てはできず、移送や文書提出命令の申立ては可能である。

○アップロードをもって雑事件番号が付与されるのか。

●mints 自体で付されるわけではないが、事件番号は裁判所で付けてお知らせすることになる。

○雑事件申立書の押印は不要か。

●不要である。

### 補助者

○補助者は複数の弁護士と紐付けできるか。

●弁護士と補助者の関係は一対一である。

○1人の弁護士が複数の補助者を用いる場合に、補助者ごとに複数のアカウントを取得せざるを得ないということだが、例えば、3名の弁護士と3名の補助者がいる場合（かつ、それぞれの補助者が特定の弁護士の担当ではなく、全ての弁護士の事件を扱う場合）、18のメールアドレス及びアカウントを作成し、事件ごとに1名の弁護士が3つのアカウントを登録する（それにより当該弁護士のための3名の補助者のアカウント3つも紐づけ

られて登録される) という理解でよいか。

●弁護士が取得できるアカウントは1つまでである。また、アカウントの共用はできない。ただし、補助者については1名について最大3つまでアカウントを取得できる。

○二要素認証の電話番号は弁護士と補助者で同じものを使えるか。

●同じものを使える。共用の電話番号を使用する場合はセキュリティに留意いただきたい。

○補助者もアカウント取得のほかに二要素認証が必要か。

●必要である。

○補助者が3つのアカウント作成するに当たって二要素認証の電話番号は3つ用意しなければならないか。

●1つでよい。

○補助者のアカウント登録時、補助者はフルネームで登録する必要があるか。また、フルネームで登録した場合、提出書面のヘッダーに補助者氏名が載り、補助者氏名を相手方に知らせることになるのではないかとの懸念がある。そうであれば、受領書も含め補助者による書面提出を避けて代理人のアカウント提出を徹底する方法しかないのか。

●補助者は、氏に「補助者●●●●」名に「弁護士☆☆☆☆」と入力する必要があるが、提出書面のヘッダーにも受領書にも親ユーザである弁護士の氏名のみが載る。

○補助者が退職した場合、氏名等を変更の上で後任の補助者にそのままアカウントを利用させてもよいか。それとも、新たにアカウントを作成すべきか。

●親ユーザにおいて退職した補助者の関連付けを解除した後に補助者アカウント自体を削除し、新たな補助者のアカウントを新規で作成していただきたい。名前等の変更だけでは、アカウントを共用することと同じになる

ので控えていただきたい。

○アカウントを区別できるように補助者の氏名の後ろに 1、2、3 と入力してもよいか。

●補助者の氏名には氏「補助者●●●●」名「弁護士☆☆☆☆」と入力していただくこととなっており、弁護士名で区別可能なため入力は不要である。

○事件が終われば、別の事件で補助者を変えることはできるか。

●当該弁護士のアカウント情報で補助者 ID を変えればできる。

### 上訴

○上訴があった場合、原審でアップロードしたデータは引き継がれるのか。

●令和 5 年 4 月以降引き継がれることとなった。ただし、上訴審も運用開始序でなければならず、東京高裁は同年 9 月頃に、その他の高裁は同年 6 月頃に運用開始予定である。上訴審に引き継がれる際は、一旦原審での当事者ユーザの関連付けは解除され、高裁で委任状と mints の利用希望を確認の上、改めて関連付けされることになる。

### その他

○事件係属中に相手方代理人が辞任した場合は引き継ぎ利用可能か。

●mints は、双方に弁護士が代理人として就いている場合に利用できるシステムであるから、相手方代理人が辞任した時点で要件が満たされないため事件との関連付けを外すことになる。ただし、辞任後すぐに関連付けを解除するわけではないから、解除の時期については事件係属中の裁判所と連絡を取っていただきたい。

○期日調書の閲覧謄写は従前どおり紙ベースとなるか。

●現行法下では出力した書面を閲覧謄写することとなっている。

○mints の情報がビッグデータとして利用されることはあるか。

●利用されることはない。訴訟手続で利用するのみである。

- 具体的事件がなくても利用者登録をして練習することは可能か。
- 習熟期間中は可能である。運用開始後は難しいため、ぜひ習熟期間中に登録していただきたい。

(以上)

## 関東弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月10日（水）午後5時～午後6時40分

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 関東弁護士会連合会の会員約500名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、荒川、都倉（筆記）

### （デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つのeは、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

### （質疑応答等の要旨）

- 親ユーザに関連付けできる補助者は3つまでというのはどういった趣旨のルールか。
- あまりに多人数を関連付けすると管理が難しくなり、アカウントの流出や悪用に繋がりかねないことから、運用上の制限で3つとさせていただいている。
- 補助者の登録メールアドレスはフリーアドレスでもよいか。そうすると登録氏名は1人でも実質複数名の事務員が確認できるように思われる。
- 登録はフリーアドレスでも可能であるが、アカウントの共用はお控えいただきたい。利用規約にも反する上、アカウントの不正利用があった場合、誰が利用したのかが特定できないためである。
- アップロードできるファイルサイズはいくらか。
- 一度にアップロードできるファイルサイズは50MBまでである。これを超える場合は分割してアップロードしていただくことをお願いしている。将来に向けてサイズ上限の拡大を検討している。
- 書面等を提出期限の前日や当日にアップロードすることは可能か。
- 基本的には期限までに提出していただきたいが、期限を過ぎたからといって提出できなくなることはない。期限の前日や当日、更に期限を過ぎても提出は可能である。
- 提出書面のファイル名の付け方に決まりはあるか。
- 全国統一のルールはなく、基本的には受訴裁判所の指示に従っていただくことになる。フェーズ3に向けて統一的なルールについて検討していければと考えている。

- カラーの書証は郵送で送るしかないということか。
- カラーの書証でないと裁判官の心証がとれないということであれば郵送又は持参していただくほかない。また、原本確認の際に裁判官がカラーの原本を見るということも考えられる。mints 上でカラーの書証を確認できるのであれば良いとの判断もあり得るであろう。知財部など、一部カラーに対応している部署はある。
- 提出書面に付されるヘッダーは後から外して見ることができるのか。ヘッダーが重なって見られない部分が生じるのであれば、その部分を余白とすることが必要か。
- 一旦提出されたものを変更できないよう、付されたヘッダーは外すことはできない。書証の写しなどはヘッダーと重なってしまうこともあり得るため、全く見えなければ再提出をお願いすることもあるかもしれない。できれば余白を空けていただきたい。
- 誤アップロードが mints の利用に同意をすることの懸念材料となっている。万が一のとき、ケースバイケースだとは思うが、営業時間内であれば裁判所はどの程度迅速な対応が可能か。
- まずは誤アップロードをしないように、プレビュー画面を御活用いただき、追加ボタン、提出ボタン、OKボタンとアップロードまでいくつかのステップを設けているので、気を付けていただきたい。それでも誤アップロードした場合は、速やかに裁判所に連絡してほしい。対応はケースバイケースであるが、できるだけ迅速に対応する。
- 誤アップロードした場合、誤アップロードした側から、相手方が既に当該書面を確認したか否かは分かるのか。
- mints では分からない。直送や送達が電子的に行われる段階である TreeeS においては、いつ相手方当事者が閲覧したか分かるようになる予定である。
- 現状 mints はウェブブラウザ上での利用に限られているが、将来的にネイティブアプリケーション（独自のアプリケーション）が開発・運用される予定はあるか。
- フェーズ3では当事者本人が利用することも考慮してウェブブラウザを利用するシステムが基本になると考えているが、更に将来、スマートアプリなどが作成されがあり得るかもしれない。
- メールアドレスは重複不可とのことだが、二要素認証用電話番号についてはどうか。
- 二要素認証用電話番号について、同じ電話番号を使うことについてセキュリティ上のリスクはあるが、禁止はしていない。
- 同じ事件で同じタイトルの書面だが、変更履歴ありの書面を提出した場合は、削除していただけるか。
- 相手方もあることであり、裁判所に御相談いただくことになる。
- BCP（事業継続計画）の観点から、mints に障害が発生して書面の提出期限までに復旧しなかった場合のガイドライン（代替の提出方法、裁判所との連絡方法など）はあるか。
- 代替として、FAXや郵送、持参での提出が可能である。フェーズ3では、そういったガイドラインも必要であり検討していく予定である。

（以上）

## 九州弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和 5 年 5 月 12 日 (金) 午後 3 時～午後 5 時

場 所 ウェブ会議 (Zoom ウェビナー) の方法による

出席者

○ 九州弁護士会連合会の会員約 760 名

● 最高裁

内田 (哲) 参事官、立田専門官、佐藤、都倉、荒川 (筆記)  
(デモの概要)

内田 (哲) 参事官から、mints の概要 (将来のフェーズ 3 では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の 3 つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の 3 つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等。) 、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード (A3 を含む。) の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った (途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。)。

(本説明会における質疑応答については、次のとおり)

○ 事件ページにおける「提出済み書面」や「参考書面」タブで表示される書面の数は最大 5 件なのか。各自の設定変更で 10 件や 20 件にできるようにならないか。

● mints では 5 件しか表示できない。mints は、飽くまで現行法の範囲内で電子提出の一部を先行実施するためのシステムであり、閲覧についての機能は充実していないところがある。将来的に TreeeS では表示件数を増やしたいと考えている。

○ 登録電話番号は固定電話でも構わないか。

●差し支えない。二要素認証用の電話番号も固定電話の番号で差し支えない。

○間違って書面をアップロードした場合どうすればよいか。

●まずは、間違ないようにプレビュー機能等を使って確認し、提出していただきたい。どうしても削除が必要な場合には、当事者ユーザ自身では削除することができないため、係属する裁判所に連絡していただきたい。正当な理由があれば権限のある者が削除するが、開庁時間以外は対応できないため注意されたい。

○枝番号が付されている書証は、枝番号ごとにそれぞれ独立したファイルでアップロードが必要か。

●書証の提出に関しては、整理や検索の利便性を考慮して、号証ごとに分けて提出をしていただきたい。ただし、枝番号がある書証は、一つのファイルで提出していただいて構わない。

○相手方が mints を利用しない場合、申立人だけの使用はできないか。

●申立人だけで利用はできない。当事者双方が利用を希望している場合のみ mints を利用していただけることは規則で定められており、アップロードによって直送が可能となるといった利便性も減少してしまう。

○アップロードした書面は、いつまで閲覧やダウンロードが可能か。

●mints 上の情報は事件記録そのものではないので、事件が終局すると、速やかに削除される。もっとも権限移行機能があるので、上訴や移送などがあったときは、事件情報は移行先の裁判所に引き継がれる。ただし、移行先の裁判所が mints 導入府である必要があるため、各府の mints の運用開始時期に留意する必要がある。

○補助者には、招待キー付きの招待メールは届かないのか。

●補助者には招待キーが発行されないため、招待キー付きの招待メールは届かない。補助者は、弁護士の代わりに招待キーを入力するこ

ともできない。

○ 1 つの事件で代理人 A (補助者 B)、代理人 A (補助者 C) という登録はできないのか。

● できない。1 人の代理人に対応する補助者は 1 人だけである。

○ 相手方が書面をアップロードしたお知らせは、補助者にもくるのか。

● 補助者についてもメール及び mints ホーム画面のお知らせ欄にてお知らせされる。

○ 招待キーはいつ発行されるのか。

● 招待キーの発行はメールでお送りする場合と、書面で発行する場合がある。メールで発行するのは、サインアップ(利用者登録)時だけである。書面で発行する場合は、フェーズ 3 における訴状副本送達の場面を想定しており、訴状副本に同封して被告に対して送付する。被告から受任した代理人が、書面による招待キーを受け取り、裁判所に委任状を提出の上、招待キーを使うこととなる。

○ mints で作成した受領書はデータで保存されるのか。

● まずはデータ保存され、その後裁判所が印刷して記録にとじて保存している。

○ 複数のデバイスから同時にサインインはできるか。

● できる。

○ TreeeS では、記録の顕出の際に電子データを使うことができるようになるのか。

● 改正法が施行された後に提起された事件は電子記録が訴訟記録となる。弁論への顕出も電子で行われる。

○ 二要素認証は毎回必要か。

● 必要である。

○ mints で登録した事件でも、FAX 等の他の方法で提出することは可能か。

- 基本的に mints で提出していただくことになるが、カラー書面を mints 以外の方法で提出していただくことは考えられる。ただし、mints に提出されたデータ上ではカラーで見ることはできる。
- 事件ごとに補助者を選ぶことはできず、原則 1 人の親ユーザについてすべての事件が固定の 1 人の補助者となるのか。
- そのとおりである。
- 1 人の補助者が複数の弁護士の補助者として登録するには、補助者が複数のアカウントを作成しなければならないのか。
- そのとおりである。なお、補助者のアカウントを複数の補助者で共有することはしないでほしい。
- mints で提出する訴状や準備書面には、作成者の押印が必要か。
- 訴状は mints で提出できない。準備書面に押印は不要である。
- サインアップに関して、招待メールが送信されたユーザではないためサインアップできない旨表示されたままその先へ進めない場合、どうすればよいか。
- 係属する裁判所に mints 利用の申出をし、招待メールを受信していただく必要がある。

(以上)

## 北海道弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月18日（木）午後2時～午後4時

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 北海道弁護士会連合会の会員約160名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、荒川、都倉（筆記）

### （デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

### （質疑応答等の要旨）

- 補助者の変更はできるか。
- 親ユーザの補助者ID欄に別の補助者IDを入れれば変更できる。ただし、弁護士と補助者は一対一の関係であり、事件ごとに異なる補助者を登録することはできない。
- 弁護士一人に複数の補助者を関連付けることはできないか。
- 弁護士と補助者は一対一の関係であり、現在はできない。将来、TreeeS の段階では対応を予定している。
- 一人の補助者は三つのアカウントを取得することで三人の弁護士の補助者として登録できるが、一人の弁護士は一人の補助者と対応するということか。
- そのとおりである。
- メールアドレスの変更はアカウント設定画面で行えよいか。書記官への連絡は必要か。
- アカウント設定画面で変更するだけでよく、書記官への連絡は不要である。
- スマートフォン用サイトや独自アプリを開発する予定はあるか。
- mints はスマートフォンには対応をしていないため、スマートフォンで表示すると画面が崩れるが、将来 TreeeS の段階では一定の範囲でスマートフォンに対応することを考えている。mints の段階では独自アプリの開発予定はないが、その先の将来ではあり得るかもしれない。
- 退職等で補助者の登録を変更する場合、退職者と同じメールアドレスは使えるか。
- 登録し直すことが原則である。不正利用があった場合に誰が利用したか分からなくなるため、ア

カウントの流用はできない。退職者のアカウントを削除していただき、削除が完了すれば同じメールアドレスで別の方が登録することは可能である。

- 訴訟中に代理人を辞任することになった場合、即時に mints を利用できなくなるか。
- 辞任届が提出されれば事件との関連付けを解除するため、当該事件にアクセスすることはできなくなる。後任の代理人に引き継ぐ資料が必要な場合にはダウンロードしておく必要があるが、後任の代理人が mints の利用に同意し、事件との関連付けがされると、以前提出された書面も含めて見ることができる。
- まだ mints を利用する事件を受任していないが、受任前でも補助者登録等できることはあるか。
- 習熟期間中は受任前の段階でも利用者登録をすることが可能である。実際の事件において mints を利用する際には、事件との関連付けを申し出もらう。運用開始後は事件が係属していない状態で利用者登録をすることはできない。また、補助者単独での利用者登録はできないので、親ユーザである弁護士から、裁判所に対し、補助者ユーザとなる方のユーザ登録を申し出ていただくことになる。

(以 上)

## 中国地方弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月22日（月）午後2時～午後4時

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 中国地方弁護士会連合会の会員約300名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、都倉（筆記）

### （デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つのeは、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等を説明の上、質疑応答を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

### （質疑応答等の要旨）

- 誤アップロードの際の連絡は最高裁判所にすればよいのか。
- 受訴裁判所にしていただきたい。
- 弁護士と補助者は一対一対応か。
- そのとおりである。
- データは PDF ファイルに限るか。
- mints で正式に提出するには PDF 化していただく必要がある。参考書面であれば Word、Excel ファイルでも構わない。
- 一つの書証につき一つのファイルにする必要はあるか。
- いずれ電子記録になった場合を想定し、号証ごとに一つのファイルで提出していただくことをお願いしている。ただし、枝番がついているものについては一つのファイルで構わない。
- 枝番にするかの判断は裁判所に聞いた方が良いか。
- 最終的には裁判所に聞いてもらう方が良いのであろう。一般的には同じ種類のものが大量にある場合は枝番を使っていただく。
- 複数の弁護士で一つの事件を担当することはできるか。その場合、招待キーは複数の弁護士に発行してもらえるのか。
- 一当事者につき原則3名まででお願いしている。招待キーは、招待メールと共に利用者登録の際に発行されるものである。2件目以降の事件については裁判所に御連絡いただき職員の方で事件

との関連付けを行う。弁護団事件等、多数の弁護士の関連付けが必要なときは、受訴裁判所に相談していただきたい。

- 一つの事件に関して弁護士三名とそれぞれの補助者三名が担当できるということか。
- そうである。
- 操作説明中、三通の書面がアップロードされている状態で受領書を作成する場面があった。受領書は三通の内の一つに対しての受領書となっていたが、受領書作成の操作は書面の数だけ行わなければならないのか。
- 同時にアップロードされた書面についてその内の一つを選んで受領書作成に進むと、アップロード単位でまとめて受領書が作成される。全ての書面ごとに作成しなければならないわけではない。
- 同日であっても一つ一つ別々にアップロードされた書面に関しては一括で受領書を作成することはできないか。複数のファイルをアップロードすると、エラーが発生することがあり、それを避けるために一つ一つのファイルをアップロードすると受領書が大量になってしまう。
- できない。アップロードする際には、まとめてアップロードしていただく方がありがたい。
- 提出した時間は、ファイルのヘッダーに記載された時間という理解でよいか。
- そのとおりである。土曜日であっても、土曜日に提出されたという効力は生じる。
- 事務職員複数人が使用する共用メールアドレスを作成し、事実上、一人の弁護士と複数の事務職員とを紐付けすることはできるか。
- メールアドレスの共用すなわちアカウントの共用は控えていただきたい。誰が利用しているのかが分からなくなるため、なりすまし防止、不正利用防止の観点からお控えいただきたい。事務所名としたアカウントも見受けられるが、その場合は修正をお願いしている。
- 一つの事件で mints での提出と FAX での提出の併用はできるか。できるとして、あまりやらない方がよいか。
- 法律上の制約はないが、mints に集約していただいた方が良い。
- 主張書面は印刷したものをスキャンして PDF 化したものでもよいか。個人的には、テキスト検索できるように、できればテキストファイルから直接 PDF 化したものの方が便利だと思う。
- Word ファイル等から直接 PDF 化していただけすると、裁判所でも利用しやすいため助かる。なお、押印は不要である。
- 書証ごとに PDF 化の作業をしなければならないと、ファイル名（書証番号）も個別に入力が必要となり、かえって事務作業が煩雑になるように思ったが勘違いだろうか。
- 将来フェーズ 3 で電子データを記録として読むことを見据えて、号証ごとにファイルを分けてアップロードしていただいている。まとめてスキャンした PDF ファイルを分割し、連続したファイル名を付すようなソフトもあるように聞いている。あまりにも作業が煩雑で、この方法でまとめる等の希望があれば御意見いただければと思う。
- カラーとモノクロの書証がある場合は取り急ぎ mints で全て提出し、カラーのみ、クリーンコピーを別途提出することよいか。

- よい。
- 提出済み書面一覧画面で1ページあたり5件しか表示されていないが、表示件数を増やすことはできるか。また、最新アップロードが最初の画面に表示されるようにデフォルトを変更することはできるか。
- いずれもできない。フィルタ機能や並び替え機能を使っていただくことはできる。e 提出機能に特化した mints の限界であり、今後フェーズ3の中で対応していきたい。

(以 上)

## 近畿弁護士会連合会に対する mints 操作説明会の概要

日 時 令和5年5月25日（木）午後3時～午後5時

場 所 ウェブ会議（Zoom ウェビナー）の方法による

出席者

○ 近畿弁護士会連合会の会員約900名

● 最高裁

内田（哲）参事官、立田専門官、佐藤、都倉（筆記）

### （デモの概要）

内田（哲）参事官から、mints の概要（将来のフェーズ3では TreeeS というシステムで実現する予定であり、TreeeS の3つの e は、e 提出、e 事件管理、e 法廷の3つの要素を表していること、今回操作説明をする mints は、将来実現していく裁判所のデジタル化の中で、e 提出の部分を先行実施しているシステムであること等）、サインアップ、招待キー、当事者用画面、アップロード（A3 を含む。）の方法や、補助者アカウントの留意事項方法等の説明を行った（途中、会員の弁護士にサインアップ、招待キー入力、アップロード等を試行してもらった。）。その後、立田専門官が質疑応答を行った。

本説明会における質疑応答については、次のとおり。

### （質疑応答等の要旨）

○ 補助者登録の流れを教えてほしい。

● 「初めてご利用の方へ」を御参照していただくと分かりやすい。親ユーザである弁護士が、裁判所に対し、補助者のユーザ登録を申し出る。補助者ユーザの登録完了後、親ユーザにおいて補助者 ID を登録する、という流れである。弁護士と補助者は一対一の関係となる。補助者は、関連付けされると、親ユーザが関連付けされている事件について親ユーザと同じ権限で利用できる。

○ 書証のファイルサイズが50MBを超える場合、分割して提出することになるか。

● そのとおりである。

○ 書証のファイル名の付け方にルールはあるか。

● 全国統一のルールはない。「初めてご利用の方へ」にファイル名の例を記載しているが、具体的なファイル名のルールについては事件の係属する裁判所に尋ねていただくのが良い。

○ A4とA3サイズが混在するPDFファイルは提出可能か。

● 提出可能である。令和4年度に改修を行い、A4とA3が混在するファイルも、A3のみのファイルもアップロードできるようになっている。

○ 招待キーはいつどんなタイミングで発行してもらえるか。

● 事前に配布させていただいている「mints の招待キー機能について」を参照していただくと分かりやすい。招待キーの交付は、メールによる交付と書面による交付の二つのパターンがある。メー

ルによる交付については、初めて mints を利用する方が裁判所に利用者登録（サインアップ）の申出をしたときに招待メールとともに発行される。書面による交付については、招待キーだけを交付するものであり、主に被告代理人の場合を想定している。原告代理人から mints の利用申出があれば、裁判所は訴状副本等に同封して被告に送付する。被告から委任を受けた代理人は、委任状提出後、招待キーを使って事件への関連付けを行うことができる。被告代理人の関連付けの後に原告代理人の関連付けを行う運用のため、被告代理人が関連付けされたときにはまだ何も提出がない状態である。

- 利用者登録（サインアップ）は一度だけ行えばよいのか。
  - 一度利用者登録（サインアップ）していただければ、他の mints 導入裁判所でもアカウントを使うことができる。
- 招待キーは事件ごとのものか。
  - そのとおりである。
- 補助者の住所は事務所住所でよいか。
  - よい。
- 誤アップロード防止の関係で、アップロード操作の何分後かに正式にアップロードされる仕様がよいのではないか。
  - 御意見として承る。アップロードの際に複数回表示される確認画面により誤アップロードがないように十分確認していただきたい。
- mints の事件情報は事件終局後どのくらい後に削除されるか。
  - 事件終局後、速やかに削除することとなっている。ただし、上訴や移送等で他の mints 導入裁判所に移行される場合に、権限移行機能によって移行先の裁判所に引き継がれることになる。
- 二要素認証に登録している携帯電話を家に忘れてしまった場合、出先でサインインができないなるが、書面提出期限との関係ですぐに提出したいときはどうすればよいか。
  - 緊急事態等、どうしても mints が利用できない場合、FAX や持参、郵送の方法で提出していただくことは可能である。mints が利用できる状態であれば、直送の利便性等もあるため、mints で御提出いただきたい。
- 準備書面に押印は必要か。
  - 不要である。
- 氏名の記載はあるが押印はないものを提出するということでよいか。
  - そのとおりである。
- ユーザ登録に当たって、弁護士と補助者のメールアドレスは異なる必要があるか。
  - なりすまし防止や不正利用防止の観点から、同じメールアドレスの登録はできない。同じメールアドレスを複数のユーザにおいて共用することはできない。
- 事務局の担当替えがあった場合、補助者の設定を変更できるか。
  - できる。親ユーザのアカウント設定画面の補助者 ID から変えることができる。ただし、補助者の方が退職するという場合には、アカウントの使い回しはできないため、当該補助者の方のアカウ

ントを削除していただく必要はある。

- 登録するメールアドレスにフリーアドレスは使えるか。
- 可能である。各事務所のセキュリティポリシーによるところがあるが、システムにおける制約はない。
- 書証自体に書証番号を付した方がよいか。PDF の注釈機能を使ってもアップロードできるのか。
- 書証の写しについては、各書類の右上に証拠番号を表記した上で PDF 化し、又は、PDF ファイルに証拠番号を電子的に付記してアップロードしていただく必要がある。PDF の注釈機能で注釈を付けていてもアップロード可能と考えているが、詳しくは注釈機能についての確認が必要かと思う。
- モノクロだけでなくカラー書面も提出可能か。裁判所のコピー機の仕様によるか。
- カラーで提出していただければ mints ではカラーで見ることができる。記録となるのは印刷した紙であり、原則グレースケールでの印刷になるが、一部の裁判所ではカラー印刷に対応している。裁判所に紙でもカラー部分を提出する必要があるのであれば、別途カラーのクリーンコピーを御提出いただくことになると思われるが、具体的には事件が係属する裁判所にも御相談いただき提出の要否を検討していただくことになる。
- カラーの書証はグレースケールで印刷されるとあったが、相手方に対する関係でカラー書面の別途提出は必要か。
- 事件が係属する裁判所に御相談いただくのが良いと思われる。
- 代理人が複数の場合はどうなるのか。
- 事件への関連付けは一当事者につき三人までとさせていただいている。弁護団事件等で四人以上の関連付けが必要であれば事件が係属する裁判所に御相談いただきたい。
- 複数の職員が共用して使う、事務所の代表アカウントを作成してはいけないか。
- なりすまし防止や不正利用防止の観点からアカウントの共用はやめていただきたい。
- 弁護士の mints 利用は義務ではないのか。
- 双方から利用申出があり、利用開始された以上は mints を利用していただきたい。mints は将来の全面電子化のシステムに向けた先行実施として現行法の範囲内で e 提出を実現している。将来に向けて習熟していただける機会になる。
- mints 以外の方法で提出された書面は mints 上ではアクセスできないということですか。
- そのとおりである。職員において紙で提出されたものを PDF 化して mints にアップロードするということはしない。
- 提出期限を超過した場合の督促メールは補助者にも届くか。
- 補助者にも届く。
- 提出期限を超過した場合の督促メールは止めてもらえるのか。
- mints 上、提出できていなければメールが届く。mints 外で提出が済んでいるのであれば担当書記官に連絡をして提出期限の解除をしてもらう必要がある。
- 二要素認証の電話番号は固定電話でも可能か。
- 可能である。

- 二要素認証の電話番号は共用のものでも良いか。
- 登録は可能である。なりすまし防止等の問題が生じることもあるので、その点は御留意いただきたい。
- 弁護士 10 人にそれぞれ紐付く補助者が 10 人いる場合、補助者のメールアドレスは 10 個必要か。
- そのとおりである。アカウント作成には別々のメールアドレスが必要である。
- mints で提出できず FAX や持参で提出した場合、後から mints 上にアップロードする必要はないか。
- 不要である。後から mints にアップロードすると同じ書面が二回提出されたということになる。
- 事件終局後の削除の前に書面を一括ダウンロードすることはできるか。
- 事件への関連付けがなされている間は複数のファイルを選択して一括してダウンロードできる。
- 補助者がサインインする際も二要素認証はその都度必要か。
- サインインごとに二要素認証は必要であり、補助者も同様である。
- 弁護士のアカウントを使って補助者が書面を提出してはいけないか。
- 不正利用防止のため、アカウントの共用は禁止である。補助者の方は補助者のアカウントで提出していただく。
- 弁護士自身がメールアドレスを変更するときはどうすればよいか。
- アカウント設定画面から編集ボタンを押下し変更することができる。なお、メールアドレスと二要素認証の電話番号については間違ったものを登録してしまうと、サインアウト後、再度のサインインができないくなる。間違えないように御留意いただきたい。
- 訴訟係属中に代理人が辞任し後任の代理人が mints 利用に同意した場合、前任者は事件情報を見られなくなるとの理解でよいか。後任の代理人は従前提出されている書面を見ることができるか。
- 前任者は事件への関連付けが解除されるため、見られなくなる。なお、後任者は前任者が提出した書面を見ることができる。
- 補助者のアカウントは三つまでとされている制限理由は何か。
- 日弁連から頂いた御意見や裁判所の事務処理を考慮し、三つまでとさせていただいている。三つでは足りないという御意見も頂いている。頂いた御意見は将来のシステム開発に当たって参考とさせていただく。
- 補助者は複数いるが事務局用のメールアドレスは一つしかない場合、同じメールアドレスで複数の補助者のユーザ登録は可能か。
- 先ほど御説明させていただいたとおり、メールアドレスの共用はできない。
- アップロードするファイル名の付け方に制限はあるか。
- 先ほど御説明させていただいたとおり、ファイル名の付け方に統一的なルールはないため、事件が係属する裁判所にお尋ねいただくことになるが、一般的には文書の特定のために必要な表題・証拠番号等を簡潔に付けていただくことになる。なお、外字は使用できない。また、当事者名を入れ

る場合は、秘匿事項が含まれていないかには御留意いただきたい。

- 参考書面タブでの提出は正式な提出にならないという理解でよいか。
- そのとおりである。正式に提出をしたい場合は主張書面等のタブで御提出いただくことになる。
- 提出する PDF ファイルには、編集できないように保護機能を使ってよいか。
- PDF については操作マニュアルに記載の方法で作成していただきたい。
- 複数のデバイスにおいて一つのアカウントでログインは可能か。
- システム上、複数の端末から同じ ID を利用して同時にログインすることは制限されないが、セキュリティの観点等から推奨しない。なお、操作マニュアル記載の推奨端末や環境にも御留意いただきたい。
- 将来的に家事事件においても mints の運用は始まるか。
- 現時点での導入展開の予定は、裁判所 HP にも掲載されているとおりである。mints は 11 月頃までに全ての地裁支部において運用開始することになっている。
- 1 書面 1 ファイルとあるが、まとめて甲 1 号証～甲 50 号証を 1 ファイルで提出してよいか。
- 整理のしやすさ、見やすさの観点から一つの号証につき 1 ファイルでの提出をお願いしている。ただし、枝番があるものについては甲 1-1～1-5 をまとめて 1 ファイルとして提出していくことは可能である。
- 「初めてご利用の方へ」はどこから見られるか。
- mints のトップ画面にリンクがある。操作マニュアルや操作説明動画等もトップ画面から見られる。
- 複数の弁護士で一つの事件を受任している場合、全員が mints に登録しなければならないか。例えば、弁護士三人中二人だけの登録でもよいか。
- 実際に mints を利用する方だけの登録で構わない。
- 補助者の設定について、A 弁護士のある事件を補助者 B、異なる事件を補助者 C とはできないということか。
- 事件ごとに補助者を設定することはできない。
- システムにトラブルがあった際、裁判所から利用者への連絡はあるか。
- mints のトップ画面においてお知らせする。mints トップ画面自体が表示されないとき等は裁判所の HP においてもお知らせする。個別の裁判所からも連絡があるかもしれないが、ケースバイケースである。
- 裁判所から和解案等が mints で提供されることはあるか。
- 事件が係属する裁判所の判断となるが、参考書面タブで提供可能である。
- 弁護士三人を事件と関連付けしてほしい場合には担当書記官に連絡してそれぞれ招待キーをもらうのか。
- 利用者登録（サインアップ）が済んでいる場合は、連絡をいただいた段階で裁判所において事件への関連付けをする場合もある。
- メールアドレスや二要素認証の電話番号を誤って登録した場合、再度のサインインができない

なるが、裁判所に連絡して改めて登録するのか。

- mints のトップ画面のチャットボットから問合せフォームに進み、御事情を送っていただければ、最高裁 mints チームにおいて、原則二営業日以内に対応させていただく。
- mints で裁判所限りとしていただきたい書面を提出することはできるか。
- できない。mints で提出した書面は即時相手方も見ることができる。
- 当事者名に外字が含まれる場合、印刷されたものの外字の部分は空白になるのか。
- PDF 化されたもので外字が表示されていればそのまま印刷される。ファイル名に外字が含まれる場合は、アップロードができない。
- PDF ファイルに証拠番号を電子的に付記してアップロードするはどういうことか。
- PDF ファイル自体に電子的に証拠番号を入れるということだが、証拠番号の付記の仕方の一つの例である。電子的に付記することが不可能な書証であれば手書き等で直接記載していただいて提出していただくことで差支えない
- mints の機能で提出ボタンを押す前にファイルイメージを見ることはできるか。
- できない。先ほど御説明した Windows のプレビュー表示の機能を使ってファイルの内容を確認することはできる。
- 期日請書をその他の書面タブでアップロードしてよいか。
- よい。ファクシミリで提出できる書面についてはアップロードしていただける。
- 事件係属中に解任され本人訴訟に切り替わった場合、mints を引き続き利用することはできないか。従前 mints で提出していた書面をどのように本人に交付するのか。
- 本人訴訟に切り替わった場合、mints の利用要件を欠くため、利用できなくなる。解任前に mints で提出したものは印刷されて記録となっており、提出し直す必要もない。
- mints 外で提出された書面に対する受領書は、mints では提出できず、FAX 等で提出せざるをえないか。
- mints の受領書作成機能は mints でアップロードされた書面に対する機能のため、mints 外で提出された書面については同機能を利用して受領書を作成・提出することはできない。
- mints について質問がある場合はどちらの部署に問合せをしたらよいか。
- mints についての御質問については、まずはトップページのチャットボットをご利用いただき、それでも解決できない場合は問合せフォームにて御連絡をいただければ最高裁の mints 担当において回答させていただく。
- FAX で提出できない反訴状や訴えの変更申立書は mints では提出できず、別管理が必要か。
- 従前どおり紙で提出していただくことになり、mints 以外で管理していただくことになる。

(以 上)